

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)8月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
(平成27年3月町田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前		
<p>別表（第3条関係）</p> <p>満3歳未満保育認定子どもにおける利用者負担額表</p> <table border="1" data-bbox="207 770 775 833"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この表の規定にかかわらず、<u>教育・保育給付認定保護者に</u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合には、<u>当該特定被監護者等のうち最年長者以外の全ての満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額の月額</u>は、<u>0円</u>とする。</p> <p>5 略</p>	略	<p>別表（第3条関係）</p> <p>満3歳未満保育認定子どもにおける利用者負担額表</p> <table border="1" data-bbox="855 770 1423 833"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この表の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合の<u>教育・保育給付認定保護者に</u>係る利用者負担額の月額は、<u>次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</u>とする。</p> <p><u>(1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども</u> <u>この表に規定する額に2分の1を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども</u> <u>も 0円</u></p> <p>5 略</p>	略
略			
略			

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。